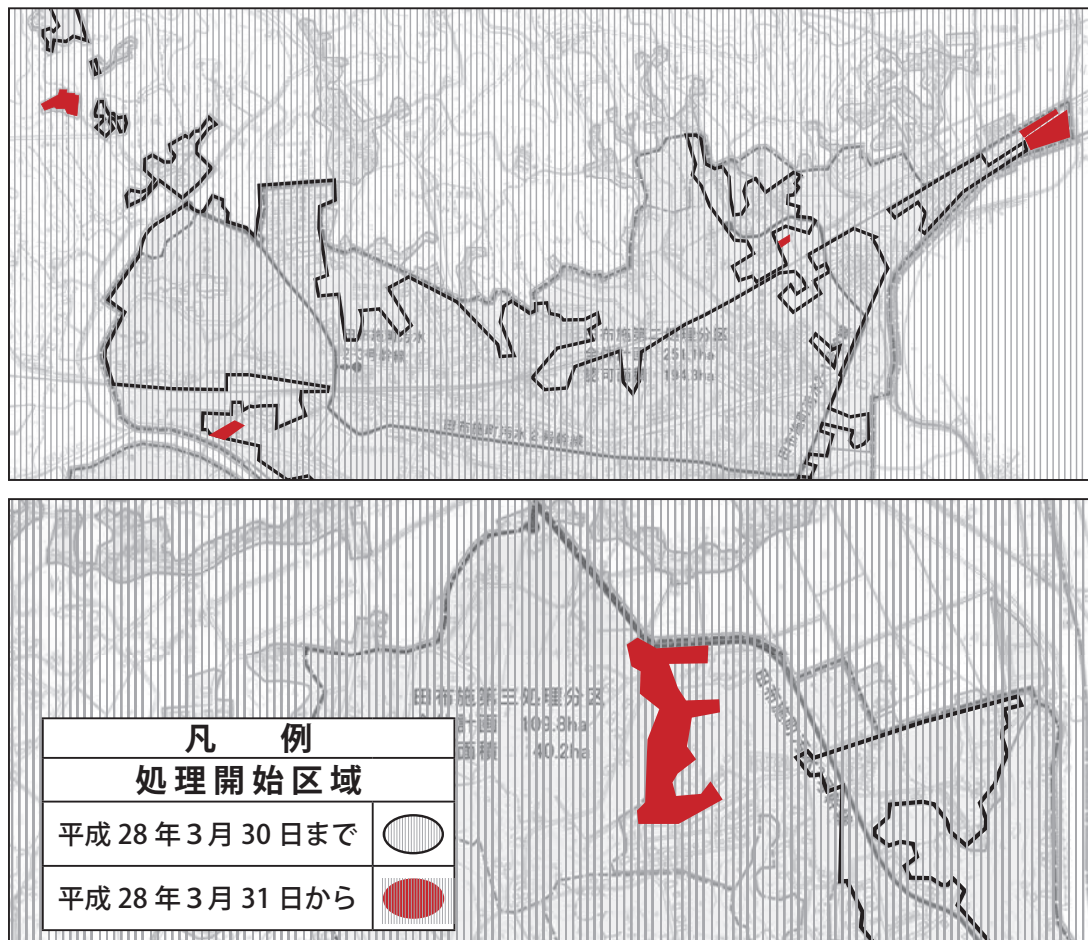


新たに公共下水道が使用できる区域

問建設課 下水道管理係 ☎ 52-5817



今年 3 月 31 日から、今までの下水処理区域（○印）に新たに下水道を整備した区域（●印）が 6 か所加わりました。
赤色の区域内に住んでいる人や店舗などで営業している人は、公共下水道が使用できるようになりましたので、下水道排水設備の設置、接続をお願いします。

教えて！「受益者」「受益者負担金」

受益者とは？

受益者とは、下水道が整備された地域に土地を所有している人、またはその土地に対する権利（賃貸借権など）を持っている人で、原則として土地所有者が受益者となります。ただし、土地に権利者がある場合は、所有者と権利者が協議の上、受益者を決めます。

あなたの土地の受益者負担金は？

受益者負担金は、1㎡当たり 400 円です。あなたが所有する、または権利を持っている土地の面積に乗じて得た金額が、負担金になります。

【例】198㎡（約 60 坪）を所有している場合

1㎡当たりの 負担金 400 円	×	所有する 土地の面積 198㎡	=	賦課される 受益者負担金 79,200 円
------------------------	---	-----------------------	---	-----------------------------

下水道が整備された地域は、家庭雑排水の排除先を心配する必要がなくなり、トイレの水洗化など清潔で快適な生活環境の恩恵を受けます。しかし、下水道施設は、誰もが利用できる道路や公園とは異なり、その恩恵を受ける人は処理区域内に限られます。

そこで、下水道が整備された地域に土地を所有している人または権利（賃貸借権など）を持っている人に、建設費の一部の負担をお願いする受益者負担金制度が導入されています。

受益者負担金は、『1㎡につき 400 円』です。この負担金は、その土地に対して『一度限り』のもので、毎年支払うものではありません（分割の場合は完納時まで）。

また、下水道は現在建っている住居や店舗のためだけに整備するのではなく、その地域を清潔で快適な環境に改善することを目的としています。そのため、現在は空地や駐車場でも、負担金の支払いをお願いしています。

下水道事業の受益者負担金

受益者負担金の申告および納付

■平成28年度から

○申告方法

受益者となる人

新たに対象となった地域の土地所有者に、土地の所在、地目、面積などを記載した「下水道事業受益者申告書」を5月上旬に送付します。記載内容に間違いや漏れなどがあれば訂正し、申告者欄に押印の上、提出してください。

※土地に賃貸借など権利関係がある場合は、所有者と権利者間で協議してください。

○納付方法

・各期納付：1年を4期に分け、5年間納付(合計20回)
・全期前納：全額を一括納付
※全期前納または1年前納(各期納付のうち、1年分を一括納付)の場合、報奨金が交付されます。

7月上旬に、平成28年度に賦課する受益者負担金を確定し、決定通知書と納付書を送付します。



■平成24～27年度に

受益者となった人

平成24～27年度に対象となった人には、今年度の納付書を送付しますので、各期納付、1年前納、または残りの年数分の全期前納のいずれかの方法で納付してください(前納の場合の納付額は、報奨金を差引いた額になります)。

7月上旬に、平成28年度の納付書を送付します。

次のような場合は
お届けください

◎受益者が変わった場合

負担金を納付中で、土地の売買などにより所有者や権利者が変わった場合、新受益者および残額の納付方法を、建設課下水道管理係までお届けください。

◎徴収猶予が解除になる場合

平成9～27年度に農地や係争地などで徴収猶予の決定を受けている土地で、宅地造成をした場合や裁判が確定した場合は、猶予基準に該当しなくなります。これらの土地については、建設課下水道管理係までお届けください。

28年度

生活基盤整備支援事業の申請を受け付けます

(問)建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

地域の生活基盤である生活道(里道)、農道および林道(いずれも私道を除く)の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。
用排水の水路、側溝の整備、^{しゅんせつ}浚渫などの他にも、ため池などの農業用施設の補修も該当します。
今年度工事を予定される地区からの申請を、次のとおり受け付けます。

◇支援の対象となるもの

◎資材の購入費

整備や補修に必要な原材料で、常温アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシャーラン、粒度調整碎石、土のう、床板、コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒューム管など

◎作業用特殊機材の借上げ費

土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め機械、振動ローラーなど

※資材の購入費と機材の借上げ費の合計額について、下記の支援基準の限度額の範囲内で助成します。
なお、原材料については現物支給を行う場合もあります。

◇支援基準

支援区分	支援限度額(上限)
道路の改良を主工事とするもの	受益世帯数 × 10万円以内(50万円)
道路の舗装を主工事とするもの	受益世帯数 × 6万円以内(30万円)
水路の整備を主工事とするもの	
ため池補修を主工事とするもの	
用排水路の浚渫頭首工の補修	受益世帯数 × 4万円以内(20万円)
その他 (上記に準ずるもの)	

◇申請締切日 6月30日(木)

◇決定方法 予算に限度がありますので、申請書の内容を審査し、事業の公益性・緊急性などを考慮して事業を決定します。なお、支援を決定した場合には決定通知書を送付します。

